

学校職員の勤務時間等に関する規則

昭和四十六年十二月二十四日

教育委員会規則第十二号

改正 昭和五六年 四月二五日教育委員会 昭和六三年 四月一五日教育委員会
規則第七号 規則第五号
平成 元年 四月 七日教育委員会 平成 四年 七月二七日教育委員会
規則第八号 規則第八号
平成 七年 三月二七日教育委員会 平成一〇年 三月二五日教育委員会
規則第四号 規則第五号
平成一一年 三月三一日教育委員会 平成一四年 三月一五日教育委員会
規則第六号 規則第三号
平成一八年 三月三一日教育委員会 平成一九年 三月二三日教育委員会
規則第九号 規則第六号
平成二〇年 三月二八日教育委員会 平成二一年一二月二二日教育委員
規則第九号 会規則第一〇号
平成二二年 三月三〇日教育委員会
規則第五号

学校職員の勤務時間等に関する規則をここに公布する。

学校職員の勤務時間等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第四号)に基づき、県立の高等学校及び特別支援学校の職員(以下「職員」という。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、次に掲げる者を除き、一週間について三十八時間四十五分とする。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)

三 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年愛知県条例第五十八号)第四条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 職員の週休日は、日曜日及び土曜日とし、勤務時間は、午前八時三十分から午後五時までとし、その間に四十五分の休憩時間を置く。

2 夜間において授業を行う課程に勤務する職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、午後一時から午後九時三十分までとし、その間に四十五分の休憩時間を置く。

3 前二項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等の週休日は、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容(地方公務員の育児休業等に関する法律第十七条の規定による勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間において校長が定める日とし、勤務時間は、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で校長が割り振るものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)の週休日は、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間において校長が定める日とし、勤務時間は、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で校長が割り振るものとする。

(週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第三条の二 校長は、学校運営上必要やむを得ない場合において、前二条の規定によることが困難なときは、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。この場合において、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分(当該四週間を超えて週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更を行う場合は、四十二時間四十五分)を超えないようにしなければならない。

(休憩時間)

第四条 校長は、一日の勤務時間が六時間を超える場合には、職員の休憩時間を午前十一時から午後二時まで(夜間において授業を行う課程に勤務する職員の休憩時間にあつては、午後二時から午後五時まで)の間に置かなければならない。ただし、学校運営上必要やむを得ない場合においては、他の時間内に変えることができる。

2 校長は、学校運営上必要やむを得ない場合においては、別に職員の休憩時間を定めることができる。

3 前二項の規定による休憩時間は、職務を遂行するため必要な場合には、一斉に与えないことができる。

(周知義務)

第五条 校長は、前三条の規定により、職員の週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は休憩時間を置き、若しくは定めた場合は、速やかに、これを職員に周知させなければならない。これを変更した場合も同様とする。

(時間外勤務)

第六条 校長は、職員に対し、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間の指定)

第六条の二 校長は、職員に対し、職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第五条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定することができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条 校長は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求の受理、当該請求に係る通知その他当該請求に係る事務を行う。

(休日)

第八条 校長は、職員に対し、休日に勤務することを命ずることができる。

2 校長は、職員に、休日に勤務することを命じた場合には、勤務することを命じた勤務時間に相当する時間を、その日を起算日とする八週間後の日までの他の日(第六条の二の規定により指定された時間外勤務代休時間及び休日を除く。)において勤務させないことができる。

(船員等の勤務時間、休日等)

第九条 第二条から前条までの規定にかかわらず、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける職員及び臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間、休日等については、県教育委員会が別に定める。

(県費負担教職員の勤務時間等)

第十条 県費負担教職員の勤務時間については、第二条において「職員」とあるのは、「県費負担教職員」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。

2 県費負担教職員の週休日及び勤務時間の割振り、休憩時間並びに時間外勤務代休時間について県教育委員会が定める基準は、第三条第一項、第三項及び第四項、第三条の二、第四条並びに第六条の二の規定により職員について定められた例を基準とする。

(雑則)

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に職員が受けている休日等に関する命令等については、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

3 この規則の規定により県教育委員会が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、なお従前の例による。

附 則(昭和五十六年四月二十五日教育委員会規則第七号)

この規則は、昭和五十六年四月二十六日から施行する。

附 則(昭和六十三年四月十五日教育委員会規則第五号)

この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

附 則(平成元年四月七日教育委員会規則第八号)

この規則は、平成元年四月十六日から施行する。

附 則(平成四年七月二十七日教育委員会規則第八号)

1 この規則は、平成四年八月一日から施行する。

2 改正後の学校職員の勤務時間等に関する規則第三条第二項の規定の適用については、平成四年八月一日から同月三十一日までの間、同項第一号中「日曜日及び毎月の第二土曜日」とあるのは「日曜日」と、「並びに」とあるのは「及び」とし、同項第二号中「日曜日及び毎月の第二土曜日並びに」とあるのは「日曜日及び」と、「一の土曜日を含む二日又は三の土曜日」とあるのは「二の土曜日を含む三日又は四の土曜日」と、「四の土曜日を含む五日又は六の土曜日」とあるのは「五の土曜日を含む六日又は七の土曜日」とし、同項第三号中「日曜日及び毎月の第二土曜日並びに」とあるのは「日曜日及び」と、「三日」とあるのは「四日」と、「二日」とあるのは「三日」とする。

附 則(平成七年三月二十七日教育委員会規則第四号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成十年三月二十五日教育委員会規則第五号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年三月三十一日教育委員会規則第六号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月十五日教育委員会規則第三号)

この規則は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則(平成十八年三月三十一日教育委員会規則第九号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年三月二十三日教育委員会規則第六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年三月二十八日教育委員会規則第九号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十一年十二月二十二日教育委員会規則第十号)

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則(平成二十二年三月三十日教育委員会規則第五号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。